

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和元年8月20日（火）

（案件名）

- ・ 令和元年度国の予算等貸付金債に係る同意等について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

担 当

自治財政局地方債課

能見課長補佐（内23473）

令和元年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であることから、地方債として処理する必要があり、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

2 同意等方針

令和元年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

3 地方債計画及び同意等額

(1) 通常収支分

(単位：億円)

区分		地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計		281	25	59	84	197
内訳	都道府県・指定都市分	—	22	53	75	—
	市町村・特別区分	—	3	6	10	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分（7月分まで）を含む。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分		地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計		5	—	—	—	5
内訳	都道府県・指定都市分	—	—	—	—	—
	市町村・特別区分	—	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	R元地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	97	15.0	24.5	39.5	40.7%
土地区画整理組合等貸付金	1	—	0.3	0.3	30.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	31	—	4.4	4.4	14.2%
災害援護資金貸付金	2	—	—	—	0.0%
都市開発資金貸付金	12	6.7	4.9	11.6	96.7%
市街地再開発組合等貸付金	4	3.1	—	3.1	77.5%
埠頭整備等資金貸付金	85	—	3.9	3.9	4.6%
木材産業等高度化推進資金貸付金	9	—	—	—	0.0%
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
日本政策金融公庫資金貸付金	35	0.1	21.4	21.4	61.1%
連続立体交差資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
電線敷設工事資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
賑わい増進事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
特定連絡道路工事資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
合計	281	24.8	59.4	84.2	30.0%

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分(7月分まで)を含む。

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)

	R元地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	5.0	—	—	—	0.0%
合計	5.0	—	—	—	0.0%

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

4 今後のスケジュール

国の予算等貸付金債については、令和元年度地方債同意等基準第二の三の1の(3)により、簡易協議によらないものとされており、例年9月(今回分)と2月の同意等を予定している。

令和元年度 国の予算等貸付金債同意等額(第1回定例協議分)

(単位:百万円)

	都道府県・指定都市・一部事務組合			市町村・特別区			合計		
	同意	許可	計	同意	許可	計	同意	許可	計
1 北海道		3,881.200	3,881.200	286.400		286.400	286.400	3,881.200	4,167.600
2 青森県				6.200		6.200	6.200		6.200
3 岩手県				32.600		32.600	32.600		32.600
4 宮城県									
5 秋田県				0.800		0.800	0.800		0.800
6 山形県				3.300		3.300	3.300		3.300
7 福島県	2.100		2.100				2.100		2.100
8 茨城県	16.699		16.699				16.699		16.699
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県	29.000		29.000				29.000		29.000
12 千葉県				8.000		8.000	8.000		8.000
13 東京都				27.700		27.700	27.700		27.700
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県	2.944		2.944	28.040		28.040	30.984		30.984
17 石川県	20.000		20.000	36.000		36.000	56.000		56.000
18 福井県				8.375		8.375	8.375		8.375
19 山梨県				1.273		1.273	1.273		1.273
20 長野県				2.000		2.000	2.000		2.000
21 岐阜県				17.600		17.600	17.600		17.600
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県				29.900		29.900	29.900		29.900
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府				30.918		30.918	30.918		30.918
28 兵庫県									
29 奈良県	150.000		150.000				150.000		150.000
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県	131.538		131.538	56.600		56.600	188.138		188.138
33 岡山県									
34 広島県				5.500		5.500	5.500		5.500
35 山口県	75.000		75.000	38.400		38.400	113.400		113.400
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県				5.400		5.400	5.400		5.400
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県				20.000		20.000	20.000		20.000
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市	3.195		3.195				3.195		3.195
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市	157.000	433.000	590.000				157.000	433.000	590.000
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 特別区									
69 名古屋港管理組合	389.200		389.200				389.200		389.200
合計	976.676	4,314.200	5,290.876	645.006		645.006	1,621.682	4,314.200	5,935.882

令和元年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)

(単位:百万円)

	中小企業高度化資金貸付金			土地区画整理組合等貸付金			母子父子寡婦福祉資金貸付金			都市開発資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道	2225.000		2225.000								
2	青森県											
3	岩手県											
4	宮城県											
5	秋田県											
6	山形県											
7	福島県											
8	茨城県						16.699		16.699			
9	栃木県											
10	群馬県											
11	埼玉県											
12	千葉県							8.000	8.000			
13	東京都							27.700	27.700			
14	神奈川県											
15	新潟県											
16	富山県						2.944	28.040	30.984			
17	石川県						16.000		16.000	36.000		36.000
18	福井県							1.675	1.675			
19	山梨県							1.273	1.273			
20	長野県											
21	岐阜県											
22	静岡県											
23	愛知県											
24	三重県									25.000		25.000
25	滋賀県											
26	京都府											
27	大阪府							30.918	30.918			
28	兵庫県											
29	奈良県	150.000		150.000								
30	和歌山県											
31	鳥取県											
32	島根県						131.538	22.200	153.738			
33	岡山県											
34	広島県											
35	山口県	75.000		75.000								
36	徳島県											
37	香川県											
38	愛媛県											
39	高知県											
40	福岡県											
41	佐賀県											
42	長崎県											
43	熊本県											
44	大分県											
45	宮崎県											
46	鹿児島県											
47	沖縄県							20.000	20.000			
48	札幌市											
49	仙台市											
50	さいたま市											
51	千葉市						3.195		3.195			
52	横浜市											
53	川崎市											
54	相模原市											
55	新潟市											
56	静岡市											
57	浜松市											
58	名古屋市				25.000	25.000	132.000		132.000	433.000		433.000
59	京都市											
60	大阪市											
61	堺市											
62	神戸市											
63	岡山市											
64	広島市											
65	北九州市											
66	福岡市											
67	熊本市											
68	特別区											
69	名古屋港管理組合											
	計	2450.000		2450.000	25.000	25.000	302.376	139.806	442.182	433.000	61.000	494.000

令和元年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)

(単位:百万円)

	埠頭整備等資金貸付金			日本政策金融公庫資金貸付金			合計		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道			1656.200	286.400	1942.600	3,881.200	286.400	4,167.600
2	青森県				6.200	6.200		6.200	6.200
3	岩手県				32.600	32.600		32.600	32.600
4	宮城県								
5	秋田県				0.800	0.800		0.800	0.800
6	山形県				3.300	3.300		3.300	3.300
7	福島県			2.100		2.100	2.100		2.100
8	茨城県						16.699		16.699
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県			29.000		29.000	29.000		29.000
12	千葉県							8.000	8.000
13	東京都							27.700	27.700
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県						2.944	28.040	30.984
17	石川県			4.000		4.000	20.000	36.000	56.000
18	福井県				6.700	6.700		8.375	8.375
19	山梨県							1.273	1.273
20	長野県				2.000	2.000		2.000	2.000
21	岐阜県				17.600	17.600		17.600	17.600
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県				4.900	4.900		29.900	29.900
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府							30.918	30.918
28	兵庫県								
29	奈良県						150.000		150.000
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県				34.400	34.400	131.538	56.600	188.138
33	岡山県								
34	広島県				5.500	5.500		5.500	5.500
35	山口県				38.400	38.400	75.000	38.400	113.400
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県				5.400	5.400		5.400	5.400
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県							20.000	20.000
48	札幌市								
49	仙台市								
50	さいたま市								
51	千葉市						3.195		3.195
52	横浜市								
53	川崎市								
54	相模原市								
55	新潟市								
56	静岡市								
57	浜松市								
58	名古屋市						590.000		590.000
59	京都市								
60	大阪市								
61	堺市								
62	神戸市								
63	岡山市								
64	広島市								
65	北九州市								
66	福岡市								
67	熊本市								
68	特別区								
69	名古屋港管理組合	389.200		389.200			389.200		389.200
	計	389.200		389.200	1691.300	444.200	5,290.876	645.006	5,935.882

根拠条文

1 地方債協議等関係

(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 **地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。**ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～10 略

11 総務大臣は、第一項の規定による協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 **次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する**実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体**

三～六 略

2～3 略

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが**標準税率未満である地方公共団体**（第一項各号に掲げるものを除く。）は、**第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～6 略

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。**

一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）**第二百五十二条の十九第一項の指定都市**（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条～第二十条 略

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、**あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
第二十二條～第二十九條（略）

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十條 地方自治法第二百三十三條第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における**法第五條の三第三項**及び**第五條の四第一項**の規定並びに**第二十二條**の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五條の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五條の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五條の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第二十二條	前年度	前々年度

（3）令和元年度地方債同意等基準（令和元年総務省告示第149号）（抄）

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

- (一) 一般会計債
- (二) 公営企業債
- (三) 被災施設借換債

（四）国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

- (五) 補正予算債

三 簡易協議手続に関する事項

1 簡易協議

(2) 簡易協議の対象

二の1の(一)から(三)まで、(五)及び(六)、二の2の(一)、(二)の(1)から(3)まで、(三)及び(五)に掲げる事業区分を原則として簡易協議手続の対象とするものとする。

(3) **簡易協議の対象とならない地方債**

(2)以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

（4）令和元年度同意等基準運用要綱（令和元年4月1日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

- 1 国の予算等貸付金債の対象事業は、主として次に掲げるものであること。

(1) 通常収支分

- ア **中小企業高度化資金貸付金**
- イ **土地区画整理組合等貸付金**
- ウ **母子父子寡婦福祉資金貸付金**
- エ **災害援護資金貸付金**
- オ **都市開発資金貸付金**
- カ **市街地再開発組合等貸付金**

- キ 有料道路（駐車場を含む。）整備資金貸付金
 - ク 埠頭整備等資金貸付金
 - ケ 公害防止資金貸付金
 - コ 農業共済資金貸付金
 - サ 木材産業等高度化推進資金貸付金
 - シ 沿道整備資金貸付金
 - ス 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金
 - セ 農地保有合理化促進対策資金貸付金
 - ソ 就農支援資金貸付金
 - タ 日本政策金融公庫資金貸付金
 - チ 連続立体交差資金貸付金
 - ツ 都市環境維持・改善事業資金貸付金
 - テ 地域商店街活性化高度化資金貸付金
 - ト 電線敷設工事資金貸付金
 - ナ 賑わい増進事業資金貸付金
 - ニ 特定連絡道路工事資金貸付金
- (2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）
災害援護資金貸付金

※ 各貸付金の根拠条文は省略

- 2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。